

## ◎ 東日本大震災の被災者等に係る国税

### 関係法律の臨時特例に関する法律

(平成二十三年四月二七日法律第二十九号)

#### 一、提案理由(平成二十三年四月二二日・衆議院財務金融委員会)

○野田国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、所得税について、雑損控除及び雑損失の繰越控除の特例、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律による軽減免除の特例、被災事業用資産の損失の必要経費算

入及び純損失の繰越控除の特例、住宅借入金等に係る所得税額控除の適用期間に係る特例、震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例等の措置を講ずることとしております。

第二に、法人税について、震災損失の繰り戻しによる法人税額の還付、仮決算の中間申告による所得税額の還付、被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買いかえの場合等の課税の特例、代替資産の取得期間等の延長の特例等の措置を講ずることとしております。

第三に、資産税について、相続税等における指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例及び申告期限の延長、住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除、被災した建物の建てかえ及び船舶、航空機の再建造等に係る登録免許税の免税等の措置を講ずることとしております。

第四に、消費課税について、消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る適用期間の特例、被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税、被災自動車に係る自動車重量税の還付、被災者の買いかえ車両に係る自動車重量税の免税、揮発油税等に係るいわゆるトリガー条項の適用停止等の措置を講ずることとしております。

以上が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願  
い申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二三年四月二二日)

○石田勝之君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案は、今般の東日本大震災による被害が未賃有のものであることにかんがみ、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十日当委員会に付託され、本日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院財政金融委員長報告(平成二三年四月二七日)

○藤田幸久君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

て、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、今般の緊急対応策の内容と今後の復興支援に向けた税制上の取組、揮発油税等のトリガー条項の適用を停止する趣旨等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了しましたところ、本法律案に対し、自由民主党を代表して佐藤ゆかり理事より、衆議院で審議中の所得税法等の一部を改正する法律案に関する附則の改正規定の部分を削ることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。